

平成二十七年六月十一日提出
質問第二六八号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する質問主意書

ロシア下院は本年六月十日の本会議で、ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）を可決した。

右を踏まえ、質問する。

一 今回「法案」が可決されるということを、日本政府はいつの時点で確認したか明らかにされたい。

二 ロシア下院で、「法案」が可決されるまでに、在ロシア日本国大使館はどのような働きがけをしたのか。また、在ロシア日本国大使館の誰が、ロシア農業省の誰に働きがけをしたか、その詳細を具体的に示されたい。

三 「法案」は二十四日の上院本会議で承認される流れと承知するが、政府はこの二十四日までどのような働きがけをするか明らかにされたい。

四 今回の「法案」については早くから地元根室釧路地区では心配や懸念をしていたが、日本政府（農水省、外務省）は具体的にどのような認識でいて、ロシア側にどのような働きがけをしてきたか時系列を

もって明らかにされたい。

右質問する。